

お客様各位

令和4年9月16日  
株式会社 福岡中央銀行

## 「福岡中央銀行インターネットモバイルバンキング利用規定」 改定のお知らせ

平素よりインターネットモバイルバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
弊行では、令和4年10月17日（月）より福岡中央銀行インターネットモバイルバンキング利用規定を以下の通り改定しますのでお知らせいたします。

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>第1条 福岡中央銀行インターネットモバイルバンキングとは</p> <p>1. 「福岡中央銀行インターネットモバイルバンキング」(以下「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下「お客様」といいます)が、パソコン、スマートフォン、<b>携帯電話機</b>等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や資金移動による取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p> <p><u>パソコン、スマートフォンの端末機を通じたインターネット等による取引をインターネットバンキング、携帯電話等のモバイル機器を通じたデータ通信等による取引をモバイルバンキングと</u>いいます。</p> | <p>第1条 福岡中央銀行インターネットモバイルバンキングとは</p> <p>1. 「福岡中央銀行インターネットモバイルバンキング」(以下「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下「お客様」といいます)が、パソコン、スマートフォン等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や資金移動による取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p>  |
| <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>1. ワンタイムパスワードとは</p> <p>ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、ハードトークン(パスワード生成機)またはスマートフォン<b>または携帯電話機</b>にインストールされたパスワード生成ソフト(以下「トークン」といいます)により、生成・表示された可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を、ログインIDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、お客様の本人確認を行うサービスです。</p>   | <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>1. ワンタイムパスワードとは</p> <p>ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、ハードトークン(パスワード生成機)またはスマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト(以下「トークン」といいます)により、生成・表示された可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を、ログインIDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、お客様の本人確認を行うサービスです。</p> |
| <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>2. 利用方法</p>  | <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>2. 利用方法</p>   |

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>(1)トークンの発行</p> <p>お客様は、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、本サービスからトークン発行の依頼を行ってください。但し、ハードトークンの利用を希望される場合は、事前に別途窓口にてお申込みが必要ですので、ハードトークンがお手元に到着後に同封した操作マニュアルに従いトークン発行依頼等の利用開始操作を行ってください。ソフトウェア方式のトークン発行依頼を受付けた場合、お客様がトークン発行依頼時に指定したスマートフォン<u>または携帯電話機</u>等のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト(以下「<u>携帯アプリ</u>」)といます)を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、契約者は当該URLよりスマートフォン<u>または携帯電話機</u>に<u>携帯アプリ</u>をダウンロードし、当該<u>携帯アプリ</u>にサービスID、ユーザIDおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してトークンを取得します。</p> | <p>(1)トークンの発行</p> <p>お客様は、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、本サービスからトークン発行の依頼を行ってください。但し、ハードトークンの利用を希望される場合は、事前に別途窓口にてお申込みが必要ですので、ハードトークンがお手元に到着後に同封した操作マニュアルに従いトークン発行依頼等の利用開始操作を行ってください。ソフトウェア方式のトークン発行依頼を受付けた場合、お客様がトークン発行依頼時に指定したスマートフォン等のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト(以下「<u>スマホアプリ</u>」)といます)を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、契約者は当該URLよりスマートフォンに<u>スマホアプリ</u>をダウンロードし、当該<u>スマホアプリ</u>にサービスID、ユーザIDおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してトークンを取得します。</p> |
| <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>2. 利用方法</p> <p>(4)ワンタイムパスワードの利用解除</p> <p>ハードトークンやトークンをインストールしたスマートフォン<u>または携帯電話機</u>の変更やワンタイムパスワードの利用の中止を希望する場合等は、本サービスでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客様の本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワードの利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記(1)および(2)の手続きを行ってください。ただし、前記(1)および(2)の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除手続き後の当行所定の時間以降となります。尚、利用解除後のハードトークンは再利用できませんので再度利用を希望の際は当行窓口にてお申し込みください。</p>   | <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>2. 利用方法</p> <p>(4)ワンタイムパスワードの利用解除</p> <p>ハードトークンやトークンをインストールしたスマートフォンの変更やワンタイムパスワードの利用の中止を希望する場合等は、本サービスでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客様の本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワードの利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記(1)および(2)の手続きを行ってください。ただし、前記(1)および(2)の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除手続き後の当行所定の時間以降となります。尚、利用解除後のハードトークンは再利用できませんので再度利用を希望の際は当行窓口にてお申し込みください。</p>   |

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>4. ワンタイムパスワードおよびトークンの管理</p> <p>ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールしたスマートフォン<b>または携帯電話機</b>、ハードトークンは、お客様ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンをインストールしたスマートフォン<b>または携帯電話機</b>、ハードトークンを紛失した場合、トークンに偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当行に連絡するとともに、お客様から当行に対し当行所定の方法により届出を行って下さい。当行はこの連絡を受付けたときは、直ちにインターネットバンキングの取扱いを停止します。なお、当行への連絡前に生じた損害については、当行は責任を負いません</p> | <p>第8条 ワンタイムパスワード</p> <p>4. ワンタイムパスワードおよびトークンの管理</p> <p>ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールしたスマートフォン、ハードトークンは、お客様ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンをインストールしたスマートフォン、ハードトークンを紛失した場合、トークンに偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当行に連絡するとともに、お客様から当行に対し当行所定の方法により届出を行って下さい。当行はこの連絡を受付けたときは、直ちにインターネットバンキングの取扱いを停止します。なお、当行への連絡前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> |
| <p>第11条 取引の依頼</p> <p>2. 取引指定口座の届出</p> <p>(2)代表口座・関連口座は当行所定の数を超えて登録することはできません。</p> <p>なお、関連口座の追加・削除については、当行所定の書面により届出るものとします</p>   | <p>第11条 取引の依頼</p> <p>2. 取引指定口座の届出</p> <p>(2)代表口座・関連口座は当行所定の数を超えて登録することはできません。</p> <p>なお、関連口座の追加・削除については、<b>端末機による変更または</b>当行所定の書面により届出るものとします</p>  |
| <p>第12条 取引の種類</p> <p>3. 定期預金サービス</p> <p>(1)定期預金サービスは、お客様からの依頼に基づき、お客様の指定する本サービス利用口座を用いて、お客様ご本人の定期預金の預入、解約を行うことができるサービスです。また、預入、解約が行える定期預金は当行所定の種類とします。</p> <p>(2)預入日、解約日は、原則、翌営業日となります。また預入された定期預金は、預入日の当行の預金金利が適用されます。</p> <p>(3)定期預金の預入について、<b>契約者</b>からの<b>パソコン等</b>による依頼内容が確定した場合、当行は確定した内容に従い、原則として預入</p>  | <p>第12条 取引の種類</p> <p>3. 定期預金サービス</p> <p>(1)定期預金サービスは、お客様からの依頼に基づき、お客様の指定する本サービス利用口座を用いて、お客様ご本人の定期預金の預入、解約、<b>明細照会</b>を行うことができるサービスです。また、預入、解約、<b>明細照会</b>が行える定期預金は当行所定の種類とします。</p> <p>(2)預入日、解約日は、原則、翌営業日となります。また預入された定期預金は、預入日の当行の預金金利が適用されます。</p> <p>(3)定期預金の預入について、<b>お客様</b>からの<b>端末機</b>による依頼内容が確定した場合、当行は確定した内容に従い、原則として預入日に</p>   |

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p>日に普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）<u>・貯蓄預金規定・カードローン規定</u>にかかわらず、預金通帳・払戻請求書なしで端末機で指定した口座から引落とし、指定口座宛に入金の手続きを行います。また、定期預金の解約については定期預金の預入と逆の流れとなります。</p> | <p>普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書なしで端末機で指定した口座から引落とし、指定口座宛に入金の手続きを行います。また、定期預金の解約については定期預金の預入と逆の流れとなります。</p>   |
| <p><u>(新規追加)</u></p>  | <p><u>第12条 取引の種類</u></p> <p><u>5. Web通帳サービス</u></p> <p><u>(1) Web通帳サービスは、当行所定の対象口座を代表口座または関連口座としてご登録いただいた口座に限り、「無通帳」とし通帳を発行しない個人のお客様専用のサービスです。また、対象口座は、当行所定の新規口座開設またはWeb通帳への切替手続きを完了したものに限ります。</u></p> <p><u>(2) 入出金明細照会（オフライン）サービスとは、お客様の端末機による依頼に基づき、お客様が指定する当行所定の期間内における入出金明細等の口座情報を提供するサービスです。なお、お客様からの照会を受けて既に当行から提供した口座情報について、振込の取消等、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく内容を取消いたします。</u></p> <p><u>(3) 入出金明細メモ機能とは、お客様の端末機による依頼に基づき、入出金取引明細に任意に入力する文字等をメモ登録できる機能です。</u></p> <p><u>(4) Web通帳切替サービスとは、お客様の端末機からの依頼に基づき、当行所定の有通帳口座からWeb通帳への切替えを受付するサービスです。なお、切替対象口座の通帳、キャッシュカード、お届け印鑑の喪失等のお届けがある場合には、申込はできません。また既存の無通帳口座、カードローン口座等についてもWeb通帳の申込はできません。</u></p> <p><u>(5) 有通帳口座をWeb通帳に切替えると、以降通帳を利用したお取引（明細記帳等を含む）はご利用できません。また、Web通帳のお申込みをされた総合口座定期預金についてはATMでの定期預金取引はご利用できません。</u></p> <p><u>(6) 本サービスまたはATMでは完結しない</u></p> |

| 改定前  | 改定後  |
|--|--|
|  | <p><u>入出金取引（口座解約・小切手入金・多額の現金の入出金・金種を指定した払戻等）、キャッシュカード等の紛失・盗難などのお届け、および住所・電話番号等の変更手続き等は、所定の方法により本人確認のうえ、営業店窓口にて取扱います。</u></p> <p><u>（7）Web通帳を有通帳口座に切替える場合は、所定の方法により本人確認のうえ営業店窓口にて取扱います。この場合、所定の手数料がかかります。</u></p> |
| <p>第19条 「<b>携帯端末</b>」の紛失・盗難</p> <p>1. <b>携帯端末</b>をご利用のお客様は、<b>携帯端末</b>の紛失・盗難があった場合には速やかに当行に連絡してください。この届出に対し当行は所定の手続きを行いサービスの利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> | <p>第19条 「<b>端末機</b>」の紛失・盗難</p> <p>1. <b>端末機</b>をご利用のお客様は、<b>端末機</b>の紛失・盗難があった場合には速やかに当行に連絡してください。この届出に対し当行は所定の手続きを行いサービスの利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>                                      |
| <p>第23条 関係規定の適用・準用</p> <p>1. この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定等により取扱います。</p>   | <p>第23条 関係規定の適用・準用</p> <p>1. この規定に定めのない事項については、当行の<b>総合口座規定、普通預金規定、キャッシュカード規定、定期預金共通規定等の</b>各種預金規定等により取扱います。</p>   |
| <p>第25条 サービス内容・規定の変更等について</p> <p>1. サービス・規定の変更</p> <p>（2）前項による<b>この</b>本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で<b>公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</b></p>          | <p>第25条 サービス内容・規定の変更等について</p> <p>1. サービス・規定の変更</p> <p>（2）前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容<b>および効力発生時期</b>を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で<b>公表します。</b></p>  |

以 上